

「インター-KX所得税」平成16年度法改正対応版 概要(Ver.H16.1)

「インター-KX所得税 Ver.H16.1」での対応内容をご案内します。当内容は、予告なく変更されることがありますので、ご了承ください。

1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.H15.1*以降
上記のバージョンからデータ移行が可能です。

2. 法改正とシステムの変更内容

システムに係る改正の内容と対応内容は次のとおりです。

土地・建物等の分離長期譲渡所得の税率等の引下げ等

長期譲渡所得の課税の特例(措法31)について、土地、建物を譲渡した場合の税率軽減の特例が廃止され、次のように税率が引き下げられました。

| 改正後 | 改正前 |
|----------|----------|
| 譲渡益の 15% | 譲渡益の 20% |

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法31の2)

イ．優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の措置が講じられた上、その適用期限が平成20年12月31日まで5年延長されました。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----|------------------|-----|------------------|
| 譲渡益 | 2,000万円以下の部分：10% | 譲渡益 | 4,000万円以下の部分：15% |
| | 2,000万円超の部分：15% | | 4,000万円超の部分：20% |

ロ．収用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例その他の課税の繰延べ措置並びに収用交換等の5,000万円特別控除、特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除、特定住宅地造成事業等のための1,500万円特別控除、農地保有合理化等のための800万円特別控除及び居住用財産の3,000万円特別控除を適用した場合には、この軽減税率の特例は適用しないこととされました。

<適用時期>

この改正は、平成16年1月1日以後に行う土地、建物の譲渡について適用されます。

システムでは、上記税率の引き下げに対応します。

土地・建物等の短期譲渡所得の税率等の引下げ

土地、建物等の短期譲渡所得（譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下である土地、建物等を譲渡した場合の所得）に対する税率が、次のように引き下げられました。

| 改正後 | 改正前 |
|----------------|---|
| 譲渡益の 30% (15%) | 次のイ、ロのいずれか多い方の税額による。 イ) 譲渡益の 40% (20%) 相当額 ロ) 全額総合課税をした場合の上積税額の 110% (100%) 相当額 |

() 内は、国等に対して譲渡した場合の税率又は計算上の割合を示します。

<適用時期>

この改正は、平成16年1月1日以後に行う土地、建物等の譲渡について適用されます。

システムでは、上記税率の変更に対応します。なお、上記改正にともない、「分離課税の短期譲渡所得の税額計算書」がなくなります。

土地・建物等の長期譲渡所得の100万円の特別控除の廃止

土地、建物等の長期譲渡所得の100万円の特別控除が廃止されました。

<適用時期>

この改正は、平成16年1月1日以後に行う土地、建物等の譲渡について適用されます。

ただし、次に該当する者については、従前どおり100万円の特別控除の適用があります。

改正法の施行日(平成16年4月1日)前に死亡した者

施行日前に平成16年分の所得税について所得税法第127条《年の途中で出国をする場合の確定申告》の規定による申告書を提出した者

施行日前に平成16年分の所得税につき国税通則法第25条の規定による決定を受けた者

システムでは、第三表の入力において、特別控除額は手入力する項目であるため、この改正によるシステムへの影響はありません。

損益通算及び繰越控除の廃止

土地、建物等の長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額及び土地、建物等の短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地、建物等の譲渡による所得以外の所得との損益通算及び翌年以降の繰越しを認めないこととされました。また、土地、建物等の譲渡による所得以外の所得の金額の計算上損失が生じた場合には、土地、建物等の長期譲渡所得の金額及び土地、建物等の短期譲渡所得の金額との損益通算も認めないこととされました。

<適用時期>

この改正は、平成16年1月1日以後に行う土地、建物等の譲渡について適用されます。

ただし、「土地、建物等の長期譲渡所得の100万円の特別控除の廃止」の から までに該当する者については、従前どおりとされます。

システムでは、上記改正にともなう、第四表、第三表および損益の通算の計算書の様式変更に対応します。

土地、建物等の譲渡による分離譲渡所得については、それ以外の所得と損益通算されないように、また損失が生じた場合は翌年に繰越されないように対応します。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の創設

<制度の概要>

平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間に、居住の用に供している家屋又は土地等でその年1月1日において所有期間が5年を超えるもの（以下「譲渡資産」といいます。）の譲渡をした場合（譲渡契約締結日の前日に一定の住宅借入金等の金額を有する場合に限ります。）において、その譲渡資産に係る一定の譲渡損失の金額があるときは、次に掲げること等を要件として、その譲渡損失の金額（譲渡資産に係る住宅借入金等の残高から譲渡の対価の額を控除した残高が限度となります。）について、土地、建物等の譲渡による所得以外の所得との通算及びその年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円を超える年を除きます。）の総所得金額等からの繰越控除を認める制度が新設されました（措法41の5の2）。また、純損失の繰越控除制度及び純損失の繰戻し還付制度の純損失の金額には、その譲渡資産に係る譲渡損失の金額を含めないこととされました。

イ．その年又はその年の前年以前3年内において、他の居住用財産の譲渡損失の金額についてこの特例及び居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5）の適用を受けていないこと。

ロ．その年の前年又は前々年の資産の譲渡につき居住用財産の譲渡に係る特例（措法31の3、35、36の2、36の5又は36の6）の適用を受けていないこと。

<申告手続>

イ．損益通算の特例の適用を受ける場合

居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年分の所得税について、その居住用財産の譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他一定の書類を添付した確定申告書を提出する必要があります。

ロ．繰越控除の特例の適用を受ける場合

居住用財産の譲渡損失が生じた年分の所得税につき上記イの確定申告書を期限内に提出した場合であって、譲渡損失が生じた年分以後の年分についても、連続して確定申告書を提出し、かつ、その確定申告書に控除を受ける金額の計算に関する明細書その他一定の書類を添付する必要があります。

<適用時期>

この改正は、平成16年分以後の所得税について適用されます。

システムでは、上記改正内容にともなう、第四表、第三表および損益の通算の計算書の変更に対応します。

特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の改正

<特例適用要件の緩和>

特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除について、その個人が譲渡資産の譲渡をした年の一定の日において当該譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等の残高を有することとする要件を除外した上、その適用期限が平成18年12月31日まで3年延長されました（措法41の5）。

<損益通算及び繰越控除の見直しによる措置>

この特例については、譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、当該譲渡資産の譲渡による所得以外の所得との損益通算及び翌年以後の繰越しが認められます。また、純損失の繰戻し還付制度の純損失の金額には、当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額が含まれないものとされました。

システムでは、上記改正に対応します。また、法改正にともなう第四表、第三表および損益の通算の計算書の様式変更に対応します。

上場株式等以外の株式等の税率の引下げ

上場株式等以外の株式等を譲渡した場合における株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率が15%（改正前20%）に引き下げられました（措法37の10）。

<適用時期>

この改正は、平成16年1月1日以後に行う株式等の譲渡について適用されます。

システムでは、上記税率の引き下げに対応します。

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の改正

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、平成16年から平成20年までに居住の用に供した場合は、控除期間、受託借入金等の年末残高の限度額及び控除率が次のとおりとされました。

| 居住年 | 控除期間 | 住宅借入金等の年末残高 | 適用年・控除率 |
|-------|------|--------------|---|
| 平成16年 | 10年間 | 5,000万円以下の部分 | ・1年目から10年目まで 1% |
| 平成17年 | 同上 | 4,000万円以下の部分 | ・1年目から8年目まで 1% ・9年目及び10年目 0.5% |
| 平成18年 | 同上 | 3,000万円以下の部分 | ・1年目から7年目まで 1% ・8年目から10年目まで 0.5% |
| 平成19年 | 同上 | 2,500万円以下の部分 | ・1年目から6年目まで 1% ・7年目から10年目まで 0.5% |
| 平成20年 | 同上 | 2,000万円以下の部分 | ・1年目から6年目まで 1% ・7年目から10年目まで 0.5% |

システムでは、表のとおり、各居住年度に応じた住宅借入金等特別控除額が計算されるように対応します。

なお、住宅借入金の適用の終了により「住宅取得等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書（平成10年以前に居住の用に供した方用）」がなくなります。

配偶者特別控除制度の一部廃止

平成16年度の税制改正により、配偶者特別控除のうち控除対象配偶者（合計所得金額38万円以下の配偶者）について配偶者控除に上乗せして適用される部分が廃止されます。なお、この改正は平成16年分以後の所得について適用されます。

システムでは、上乗せして適用される部分が計上されないように対応します。

その他様式変更への対応について

平成16年申告分(平成16年3月)より使用する確定申告書および添付する帳票のうち、システムが対応している帳票で、かつ現時点で様式変更が予定されていることが明らかなのは、次のとおりです。

システムではこれらの様式変更に対応します。

確定申告書A様式第一表、第二表

- ・住宅取得等特別控除の適用終了により、第一表「税金の計算」の「住宅借入金(取得)等特別控除(24)」の「(取得)」の文字を削除
- ・第二表「住民税に関する事項」欄への入力項目の追加

確定申告書B様式第一表、第二表

- ・住宅取得等特別控除の適用終了により、第一表「税金の計算」の「住宅借入金(取得)等特別控除(30)」の「(取得)」の文字を削除
- ・平成16年分より平成生まれの事業専従者が可能となったため、第二表「事業専従者に関する事項」の「生年月日」に「平」を追加
- ・第二表「住民税・事業税に関する事項」欄への入力項目の追加および削除

第四表(損失申告用)(一)(二)

- ・土地建物等の譲渡損失の損益通算制度の廃止にともない、年分を固定表示に変更

第五表(修正申告用)

- ・住宅取得等特別控除の適用終了により、第一表「税金の計算」の「住宅借入金(取得)等特別控除(37)」の「(取得)」の文字を削除
- ・第二表「住民税・事業税に関する事項」欄への入力項目の追加

対象年月日の更新

次のとおり、各種控除の対象年月日が変更になります。

- ・老年者控除
昭和16年1月1日以前生まれの人が老年者控除の対象になります。
- ・老人控除対象配偶者・老人扶養親族
昭和10年1月1日以前生まれの人が老人控除対象配偶者または老人扶養親族の対象になります。
- ・特定扶養親族
昭和57年1月2日~昭和64年1月1日までの間に生まれた人が特定扶養親族の対象になります。
- ・住宅借入金等特別控除額の適用期間の変更
住宅借入金等控除額において、対象となる居住開始年月日を平成11年1月1日~平成16年12月31日に変更し、居住開始年月日に応じて控除額の計算を行います。

3. その他変更内容

次の点につきましても、変更を予定しています。

前年データ取り込み時の処理の簡素化

15年版のプログラムで繰越処理した個人データを16年版に登録し、その個人を初回選択して16年度版データに変換するまでの処理手順を次のとおり簡素化します。

- <変更前> オプションメニューから「前年度版繰越処理済み個人データ登録」を押す
登録された個人データを初回選択すると「当年度版のデータに変換」される
- <16年度版> オプションメニューから「前年度版繰越処理済み個人データ登録」を押すと「当年度版のデータに変換」までが完了する

前年データ取り込みからデータ変換までが一度に行われるため、今までより処理に時間がかかります。このため、前年データ取り込み時の処理画面に、「現在の処理件数/指定したデータ件数」を表示し、処理中の状況が確認できるように対応します。

選択した個人データのカーソル位置の復元対応

個人選択・登録画面で選択して処理した後に、個人選択画面に戻ると、一番先頭にいる個人データの行が選択表示されますが、この部分を改善し、直前に選択していた個人の行が選択表示されるように対応します。

個人選択・登録画面のフリガナ順の並べ替え対応

個人選択・登録画面で「氏名」の欄を押すと、現在はSHIFT JISコード順で氏名の並べ替えされますが、フリガナ順でも並べ替えできるように対応します。

損失申告時の繰越処理の改善

損失申告書について、翌年のために繰り越される項目のうち、次の項目について、税務署から配布される確定申告書の手引きのとおり、繰り越されるように変更します。

なお、下記変更はVer.H16.10での繰越処理時に対応されます。Ver.H15.10で繰越処理したデータについては、Ver.H16.10にデータ取り込み後、下記の変更が行われます。

(67)特定居住用財産の譲渡損失の金額

変更前：特定居住用財産の譲渡損失の金額を入力します。

変更後：特定居住用財産の譲渡損失の金額をマイナスで入力します。

(68)変動所得の損失額

変更前：「損益の通産」欄の赤字の中に変動所得の損失額がある場合には、その損失額を入力します。

変更後：「損益の通産」欄の赤字の中に変動所得の損失額がある場合には、その損失額をマイナスで入力します。

(72)山林所得に係る被災事業用資産の損失額

変更後：自動計算は、{損益通産後の山林所得の赤字又は山林所得に含む被災事業用資産の損失}のうち少ない方の赤字を計上します。

変更前：自動計算は、{損益通産後の山林所得の赤字又は山林所得に含む被災事業用資産の損失}のうち少ない方の赤字をマイナスで計上します。

(73)山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額

変更後：営業等・農業・不動産に係る被災事業用資産のうち、翌年以後に繰り越して差し引く損失額を入力します。

変更前：営業等・農業・不動産に係る被災事業用資産のうち、翌年以後に繰り越して差し引く損失額をマイナスで入力します。

住宅借入金(取得)等特別控除額の計算明細書 四面のメッセージ対応

四面「連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」の連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合()について、現在連帯債務の負担割合が100%を超えても合計は100%固定で表示されるため、実際の合計が100%ではないときは、負担割合を見直す必要があることがわかるように、警告メッセージを表示するように対応します。

青色申告決算書/収支内訳書の損益計算書の所得金額および収入金額等の上書き対応

現在、集計(黄色)項目である以下の項目を上書き(水色)項目に変更します。

- ・青色申告決算書(不動産)：損益計算書「(3)収入金額」
- ・青色申告決算書(農業)：損益計算書の「(48)所得金額」
- ・収支内訳書(一般)：損益計算書の「(21)所得金額」
- ・収支内訳書(農業)：損益計算書の「所得金額」
- ・収支内訳書(不動産)：損益計算書「(3)名義書換料・その他」

財務青色決算書データ連動時のメッセージ対応等

財務青色決算書データ連動で、「残高集計される項目のみ連動する」のチェックがオフの場合は、残高集計される項目を除いたすべての連動項目が財務システム側のデータに上書きされます。

このため、チェックがオフの場合は連動時にメッセージを表示して、連動項目は残高集計される項目以外すべてが財務システム側のデータに上書きされることが分かるように対応します。

財務青色決算書データ連動時のパスワード確認機能追加

財務青色決算書データ連動で、自動連動を行うときに、インターKX 財務会計でパスワードが設定されている会社を連動元に指定したときは、そのパスワードを連動時にも確認するように対応します。

一括印刷画面からの Storafile への帳票出力対応

一括印刷画面に、<ファイリング> ボタンを追加して Storafile との連携ができるように対応します。

Storafile との連携には、応援 IKX 連携オプションソフトが別途必要です。

その他

その他、画面表示を次のとおり変更します。

オプションメニューの「前年度版繰越処理済個人データ登録」を個人選択・登録画面右側のメニューにも追加します。

税務署用紙への印刷画面に「正しく印刷されない場合は」のボタンを追加します。このボタンを押すとヘルプ（こんなときには：税務署用紙への印刷方法）が表示されますので、印字領域からはみ出てしまい、正しく印字されない場合の解決方法が確認できます。

4. H15年度版で繰越処理した16年度データについて

H15 年度版で繰越処理を行い、平成 16 年度になっているデータについては先行入力したデータも含めて、平成 16 年度版で 15 年度版繰越処理済個人データ登録を行うことでそのまま使用できます。ただし、法改正により様式や書き方が変更される帳票等につきましては、先行入力したデータが正しく移行されない場合があります。

なお、「損失申告時の繰越処理の改善」のとおり、損失申告書の(67)(68)(72)(73)につきましては、データ取込み後に必ず金額を確認していただく必要があります。

5. KX所得税(平成15年版 Ver.W1)からのコンバートについて

KX 所得税確定申告書V + 平成 15 年度(Ver.W1)で処理したデータを KX コンバータ(平成 15 年)でインターKX 所得税 H15.10 の 15 年度データとしてコンバートすることができます。コンバート後、インターKX 所得税 H15.10 で繰越処理を行います。

また、KX 側で更新処理を行い、先行入力した 16 年度データは、インターKX 所得税 H15.10 の 16 年度データとしてコンバートします。この場合、税額計算済みでなくてもコンバートが可能です。しかし、インターKX 所得税 H16.10 で使用するには、必ずインターKX 所得税 H15.10 でデータ選択する必要があります。

アップグレード製品には所得税 Ver.H15.1 平成 15 年度版(コンバータ含む)を同梱します。

6. 電子申告対応について

平成 16 年度の所得税システムで対応している帳票を、電子申告システムに取り込むためのプログラムのご提供時期は平成 17 年 2 月中頃を予定しています。

今回のプログラムには含まれません。

7. カラー印刷に関する注意

OCR の正確なカラー出力を行うために、以下のプリンタについて動作確認をさせていただきました。ただし、カラー出力した申告書の提出に際しては、事前に所轄税務署の確認が必要になります。窓口によって対応が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

LP9800C・LP8800C・LP9000C・LP9500C(販売終了)